○文部科学省告示第百七十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月十日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄					
名称	関係告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧富岡製糸場 繰糸所 東置繭所 西置繭所 蒸気釜所 鉄水溜 下水竇及び外竇 首長館 女工館 検査人館	平成十八年文部科学省告示第九十三号	旧富岡製糸場 繰糸所 東置繭所 西置繭所	三棟	木骨煉瓦造、建築面積一、七二六・九二平方メートル、東面玄関附属、桟瓦葺 木骨煉瓦造、建築面積一、四八六・六〇平方メートル、二階建、北面庇・西面及び南面ヴェランダ付、桟瓦葺 木骨煉瓦造、建築面積一、四八六・六〇平方メートル、二階建、東面及び南面ヴェランダ付、桟瓦葺	富岡市	群馬県富岡市富岡一四六〇番地一	群馬県富岡市富岡一番地

○文部科学省告示第百七十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十二月十日

文部科学大臣　下村　博文

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
都々古別神社本殿	一棟	三間社流造、銅板葺	都々古別神社	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字馬場三九番地	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉
築地本願寺本堂	一棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、建築面積三、一四九・四〇平方メートル、二階建、一部地下一階、塔屋二所付 附・正門　一所 石造柱門、間口六・四メートル、左右脇門附属 ・北門　一所 石造柱門、間口四・二メートル ・南門　一所 石造柱門、間口四・二メートル、左右脇門附属 ・石塀　五基 石造、北門東方延長二三・一メートル、北門西方延長六九・六メートル、正門北方延長四一・九メートル、正門南方延長七一・九メートル、南面延長一三・五メートル	築地本願寺	東京都中央区築地三丁目一五番一号	東京都中央区築地三丁目一五〇一番
旧醸造試験所第一工場	一棟	煉瓦造、建築面積九二三・三〇平方メートル、仕込部、階段部、製麹部、機械部よりなる 仕込部　二階建、鉄板葺 階段部　三階建、地下一階、一部平屋建鉄板葺 製麹部　平屋建 機械部　平屋建、鉄板葺	独立行政法人酒類総合研究所	広島県東広島市鏡山三丁目七番一号	東京都北区滝野川二丁目六番一号
名古屋市庁舎	一棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、建築面積四、五一一・八四平方メートル、地上五階地下一階建、塔屋付	名古屋市	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番一号	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番